

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口基一

## 訴追事由に対する弁護人意見

令和4年3月2日

裁判官弾劾裁判所御中

主任弁護人	西	村	正	
弁護人	伊	藤	真	
弁護人	大	賀	浩一	
弁護人	岡	田	浩志	
弁護人	小	倉	秀夫	
弁護人	児	玉	晃一	
弁護人	田	鎖	麻衣子	
弁護人	野	間	啓	
弁護人	前	田	領	

被訴追者岡口基一に対する裁判官弾劾罷免訴追の事由に対する弁護人意見は、次の通りである。

## 第1 訴追事由の認否

- 1 第1の前に「裁判官であることが他者から認識できる状態で」とあるが、否認する。実名でのアカウントであるが、ツイッターでは職業の表示はなく、フェイスブックでは「裁判所職員」との表示であった。
- 2 第1の1の事実は認める。ただし、訴追期間を徒過した事実である。
- 3 第1の2の事実は認める。ただし、訴追期間を徒過した事実である。
- 4 第1の3の事実は認める。ただし、訴追期間を徒過した事実である。
- 5 第1の4の事実は認める。
- 6 第1の5の事実については、「記載した文章」の内容が不明のため認否を留保する。
- 7 第1の6の事実は認める。
- 8 第1の7(1)の事実は認める。
- 9 第1の7(2)の事実は認める。
- 10 第1の7(3)の事実は認める。
- 11 第1の7(4)の事実は認める。
- 12 第1の結びの部分で「刑事事件の被害者遺族の感情を傷つけるとともに侮辱し」とあるが、その評価は争う。
- 13 第2の1の事実は認める。ただし、訴追期間を徒過した事実である。
- 14 第2の2の事実は認める。ただし、分限裁判の申立を受けていることが訴追事由を構成することについては争う。
- 15 第2の3の事実は認める。
- 16 第2の結びの部分の「もって」以下の部分の評価は争う。

## 第2 全体的評価について

訴追事由の第1の事由についてみると、たしかに被害者遺族との関係で好まし

くない不適當な表現が含まれることは事実であり、被訴追者も直ちに削除し謝罪の意思を示しているところである。しかし、そのいずれも、主観的に被害者遺族を傷つけ、あるいは侮辱しようとする意図に基づくものではなく、客観的にも、傷つけたあるいは侮辱したものではない。

また、訴追事由の第2の事由についても、訴訟当事者が訴訟を提起した行為を一方的に不当とする認識や評価を示したのではなく、主観的に、訴訟当事者の社会的評価をおとしめる意図がなかったのはもちろんのこと、客観的にも、訴訟当事者の社会的評価をおとしめるものではない。

したがって、一連の行為は、そもそも「非行」として評価されるべき事柄とはいえない。ましてや、裁判官弾劾法第2条第2号に規定する裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときには、全く該当しない、といわなければならない。

### 第3 訴追期間徒過についての主張

裁判官弾劾法第12条は、罷免の事由があった後、3年を経過したときには、訴追をすることができない旨を定める。本件訴追は令和3年（2021年）6月16日付でなされたが、この時点で、訴追事由の第1の1の投稿（2017年12月）からは3年7か月が、第1の2の投稿からは3年6か月が、第1の3の投稿（2018年3月）からは3年3か月が、第2の1の投稿（2018年5月）からは3年1か月が経過している。

裁判官訴追委員会は、「事実関係の一体性を有する数個の行為は包括評価の対象になる」との理由で、訴追期間の起算点は最後の行為が完了したときであるから、訴追期間に該当しないとして訴追を行っている。

しかし、訴追委員会が典拠とする上村千一郎著『新訂版裁判官弾劾法精義』によっても、弾劾事由の包括性について、「数個の行為が行為者の同一の人格態度の発現と客観的に認められる場合」だとしている。そして、いかなる場合に数個の行為が同一の人格態度の現れと判断することができるか、については、第1に

行為の時間的接着性、第2に数個の行為の間に、その客体・性質・態様等の同一性が認められること、同一の動機・目的・意思に支配されていることなど数個の行為を結合する事情の存することといった要素をあげられている。

これを本件訴追事由についてみると、訴追事由第1の1の投稿から同第1の4の発言までは約10か月の時間的間隔があり、同第1の1から同第1の7までの間には約2年の時間的間隔がある。とても時間的接着性は認められない。また、訴追事由第1の1ないし3は、刑事判決に向けられた投稿であるのに対し、訴追事由第1の4ないし7は被害者遺族に関する内容の表現行為であって、客体・性質・態様が明らかに異なっていてその間に同一性は一切認められないのである。訴追事由第2の1と同第2の2ないし3の関係についても同様である。

したがって、訴追事由第1の1ないし3と同第1の4ないし7との間には、包括評価の対象となるべき一体性は認められないのである。訴追事由第2の1と同第2の2ないし3との間も同様である。

訴追事由第1の1ないし3及び第2の1の訴追は、裁判官弾劾法第12条の訴追期間の規定に反する違法なものである。

以 上